

## 説明資料

議第11号 王滝村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

議第12号 王滝村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)

「児童福祉法」および「子ども・子育て支援法」の改正にともない、令和8年4月から、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度、以下「本事業」という）が全国の自治体で一斉に実施されます。

この制度は、保護者の方の働いている状況に関わらず、生後6か月から3歳未満の未就園児のお子さんを、時間単位で保育所などに預けられる新しい仕組みで、お子さんの健やかな育ちを支えるとともに、保護者の方の育児負担を減らすことを目的としています。

本事業の実施にあたっては、国が示す施設設備や運営の基準に沿って、条例を整える必要があります。そのため、今回、新たに関係条例を制定しようとするものです。

### 1 本事業の概要

(1) 事業開始日 令和8年4月1日

(2) 対象施設 保育所、幼稚園、認定こども園、その他市町村による認可を受けた事業所

議第11号 王滝村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例（案）

【条例内容】民間事業者が本事業を行う場合に村の許可を必須とし、その審査に必要な設備及び運営に関する最低基準を定めるもの

※現在、村に該当施設なし

(3) 広域利用 外出先や帰省先、一時的な滞在先など「どこでも」利用可能

(4) 対象児童 保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満のこども

(5) 利用時間 こども一人あたり月10時間

(6) 利用料 こども一人1時間当たり300円

## (7) 給付

次に掲げる給付金を市町村から事業者に支払う

- ・ 基本単価 こども一人1時間当 0歳児 1,700円 1・2歳児 1,400円
- ・ 基本単価から、利用料 300円を除いた金額を給付
- ・ 給付金の負担割合は、国 3/4、県 1/8、市町村 1/8

(例) 基本単価(1歳児) 1,400円 - 利用料 300円 = 1,100円 …事業者  
1,100円 × (国 3/4 + 県 1/8) = 962円 …公立園

議第12号 王滝村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準  
を定める条例(案)

【条例内容】 事業者が本事業の給付を受け取る適格性について、村が確認を  
するための審査に必要な運営に関する基準を定めるもの  
※事業者 = 公立保育園等含む

## 3 根拠法令

施設の設備や運営に関する基準についての認可及び確認の審査にあたっては、  
それぞれ以下の法令及びその他関係法令等に基づき行います。

### ① 児童福祉法における村の認可事業

- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・ 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)
- ・ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)
- ・ 王滝村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 議第11号
- ・ 王滝村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

### ② 子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」の確認

- ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・ 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)
- ・ 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)
- ・ 王滝村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 議第12号
- ・ 王滝村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例施行規則

# こども<sup>☆☆</sup>誰<sup>Q</sup>でも<sup>☆☆</sup> 通園制度

## こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、  
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず  
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

### 対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

### 利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

## こども誰でも通園制度を利用すると……

### こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

### 保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

#### 一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | こども家庭庁

議第11号

王滝村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

王滝村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、別紙案のとおり提出する。

令和8年 3月 9日提出

王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和8年 3月 日議決

王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

玉滝村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例（案）

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、最低基準は、規則で定める。

2 村は、この条例及び規則に関係する法及び府令の規定が改正されたときは、速やかにこれらの規定の改正の可否を検討し、必要に応じて所要の整備を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。